

議案第 8 2 号

羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例

第 1 条 羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和 3 1 年条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の 基準日現在において、議員報酬の月 額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 3 0</u> を乗じて得た額 に、基準日以前 6 か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略)	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の 基準日現在において、議員報酬の月 額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 0</u> を乗じて得た額 に、基準日以前 6 か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略)

第 2 条 羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると

きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の 基準日現在において、議員報酬の月 額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じて得た額 に、基準日以前 6 か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略)	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の 基準日現在において、議員報酬の月 額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 3 0</u> を乗じて得た額 に、基準日以前 6 か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略)

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 6 年 1 2 月 1 日から、第 2 条の規定
は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明